

人口問題研究所  
研究資料 第六七號

昭和二五年二月一〇日

優生保護法施行後の人工妊娠中絶の状況に関する研究(第一報)

厚生省人口問題研究所

目次

一 緒言

一頁

二 優生保護法実施以前の状況

一頁

三 優生保護法実施以来の状況

六頁

四 都道府縣別の観察

八頁

(1) 昭和二十三年中の死産数及死産率について

八頁

(2) 昭和二十四年中の死産数及死産率について

二頁

五 地方別観察

二頁

六 妊孕率、出生率、並に流早死産率に就て

二四頁

七 市郡別の死産率について

二六頁

八 總括及び結論

二六頁

はしがりぎ

本輯は優生保護法の実施状況に関する調査の一部として、ひと  
まず既存の公表統計資料に多少の分析を加へて、その概要を見  
るに便にしたもので、良田圭子技官の擔当執筆による。

昭和三五年一月

人口問題研究所

一 緒 言

わが國戦後の急迫した人口事情は総合的な人口政策の確立とその強力な推進を要望しているが、その緊急対策の一つとして、昭和三十三年七月優生保護法の制定を見、優生並に母性保護の観点より、優生手術の施行、人工妊娠中絶の実施が大中に緩和された。施行規則の公布が昭和三十四年一月二十日附のため、法の實際の運用は同年二月から三月にかけて初まつたと見るが至当であろう。先づ第一報として、現法実施前後の状況を觀察して見たい。

二 優生保護法実施以前

優生保護法の制定以前即ち戦後第三年目の昭和二十二年に於ける本邦の出生率は第一表の如く人口千につき三・四・五、実数は二、六七八、七二九で、自然増加率は一九・七であつたが、優生保護法が一般の話題に昇り、その制定を見らるる昭和二十三年に於ては出生率二・七〇九、八九六で率に於ては三・八に低下したか、死亡率も低下したため、自然増加率は二一・八に昇り、明治以来の最高を示した。死産数は昭和二十二年には一・二三、八三七で、その割合は出生千につき四四・二であつたが、昭和二十三年に於ては死産数は一四四、〇一七、即ち死産率は五〇・五に上昇した。これを自然人工別に見るときは、自然死産は一〇四、三二五、その率三六・六、人工妊娠中絶は三一、〇五五その率一〇・九を示している。

第一表 優生保護法実施前後の出生数死産数及び其の率

年次別	昭和22年	昭和23年	昭和24年
出生数	2,678,792	2,709,896	2,724,026
出生率	34.5	33.8	33.1
死産胎数	123,837	144,017	193,001
死産率	44.2	50.5	66.2
自然増加率	19.7	21.4	21.6
自然死産数		104,225	114,161
自然死産率		36.6	39.1
人工中絶数		31,055	246,236
人工中絶率		10.9	25.9

出生率は人口1000対

死産率は出産即ち(出生+死産)1000対

自然死産及人工中絶率は出産1000対

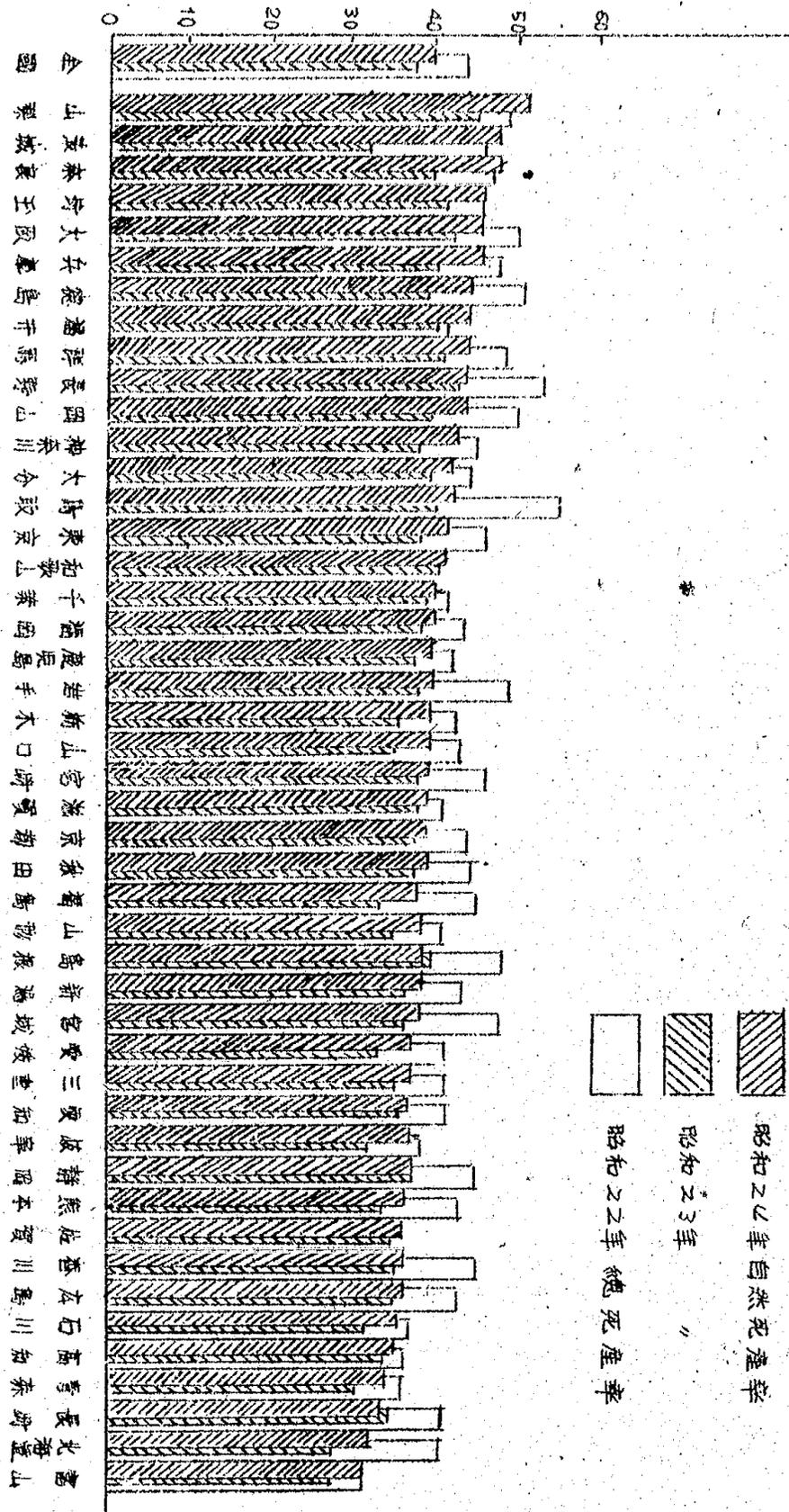
現法公布以前即ち國民優生法による時代は、人工妊娠中絶の範圍は非常にせまいものであつて、當時の人工妊娠中絶の数は大したものではなかつたと考えられる。第二表及び第一及び第二四に見る如く戦争前及び戦時中の本邦死産率の推移と戦後の自然死産率の動きを考慮するときには二十二年の死産率四四・二の中には既に相当の人工妊娠中絶数がふくまれていると推定される。それが二十三年に於ては一〇・九という数字まで上昇したものと見るのが妥当であらう。

第二表 戦前戦後の死産数及び死産率

年次別	死産数	死産率
昭和10年	115,593	50.5
" 11年	111,056	50.5
" 12年	111,485	49.0
" 13年	99,528	49.5
" 14年	98,347	49.6
" 15年	102,033	46.3
" 16年	103,393	43.7
" 17年	95,446	41.3
" 18年	92,882	39.9
" 19年	—	—
" 20年	—	—
" 21年	—	—
" 22年	123,837	44.2
" 23年	144,017	50.5
" 24年	193,001	66.2



第二圖 年次別 有過府縣別 自然死産率推移 (四ヶ月以上)



実施数及び自然死産数  
(24年)

死産数	前	總計
21,778	32,667	39,062
19,164	28,746	37,864
20,940	31,410	45,462
19,262	28,893	45,306
19,232	28,848	48,687
17,778	26,667	47,436
18,784	28,176	53,655
19,456	29,184	57,130
18,222	27,333	56,195
18,126	27,189	52,419
17,228	25,842	49,536
18,352	27,528	54,311
228,322	342,483	588,719

三、優生保護法実施後

昭和二十四年に於ては第一表に示す如く、出生数三七二四、〇二六にして出生率は三三・一とや、下降せるも自然増加率は三・一・六であつて、さしたる下降を見せていない。しかし死産胎数は四ヶ月以上のものの以て一九三〇・一胎、その率六六・二で、その中自然死産率三九・一、人工中絶率二五・九で、前年に比し人工中絶は二・五倍に上昇している。

昭和二十四年一月二十日施行規則の公平以後、人工中絶中絶の数はとみに増加の傾向を示し、優生保護法第十二條該當のものとは別ち之を月別に表示すれば第三表に示す如く、

一月中には六、三九五件、二月中には九、一一八件、三月中には一四、〇五三件と増加し、六月に至りて三万代を突破し、九月には最高三八、八六三件に達し、昭和二十四年中の人工中絶中絶總数は二四六、三三六件である。妊娠月別に見れば、その中七五、五八五胎が四ヶ月以上のもので、残り一七〇、六一胎が四ヶ月未満の人工中

第三表 月別人工妊娠中絶

(昭和)

	人工妊娠中絶数			自然
	法十二條 数	法十三條 数	計	四ヶ月以上
1 月	5,632	763	6,395	10,889
2 月	7,877	1,741	9,618	9,582
3 月	10,632	3,419	14,051	10,470
4 月	12,176	4,237	16,413	9,631
5 月	12,811	6,028	18,839	9,616
6 月	13,742	7,027	20,769	8,889
7 月	15,640	9,839	25,479	9,392
8 月	15,178	12,768	27,946	9,728
9 月	13,932	14,930	28,862	9,111
10 月	12,147	13,083	25,230	9,063
11 月	11,296	12,398	23,694	8,614
12 月	12,197	14,586	26,783	9,176
月別不明	1,656	—	1,656	
計	145,417	100,819	246,236	114,161

推計され

自然死産總数は三四三、四八三となる。

昭和二十四年の四ヶ月未満及び四ヶ月以上の自然

と

絶数で、その比は一對二・二倍である。

死産については現在本邦の法律では妊娠四ヶ月以上の死産のみ届出の義務を有するも、それ以前の死産は、本人、助産婦、医師のみの知るところで、吾人はその正確なる数字を掴み得ない。之を先達學者の研究、即ち四ヶ月以上の死産と四ヶ月未満の死産の比は一對三、或は一対三の割合であると云ふことより、最低一對二と推定しても、四ヶ月以上の自然死産数は一一四、一六一胎であるから、四ヶ月未満のものは一三三、三三三胎と

死産と人工妊娠中絶数との總計は少くとも五八八七一・九形と考えられ、その死産率は出産一〇〇〇  
対一七七・七を承すことに存するのである。

#### 四、都道府県別の觀察

昭和二十三年

昭和二十三年に於ける妊娠四ヶ月以上の死産總数は一三三、八三七にして、全國平均の死産率は  
五〇・五、之を都道府県別に見る時は、第四表及び第一圖に見る如く島根縣の六一・〇が最高で  
ついで岡山、六〇・七、長野、六〇・一、鳥取、五八・三、山形、五七・八、群馬、五六・九  
徳島、五六・七、小梨、五五・九、茨城、五五・一、兵庫、五四・九、大阪、五四・八の順を示  
し、最低は富山の三八・七、それについて石川の四一・三である。

之れを自然、人工別に見る時は、自然死産に於ては全國平均三六・六にして、小梨の四五・〇  
が最高で、ついで長野、四三・一、大阪、四一・九、埼玉、四一・三、群馬、四〇・八、奈良  
五九・七、鳥取、三九・七、兵庫、三九・七、和歌山、三九・六と順次下降し、最低は富山の二  
六・六である。

人工妊娠中絶の三一〇・五五は全死産の約五分の一にして、出産千に對する割合は全國平均一・  
九であるが、その内最高に居するものは島根、一九・三、鳥取、一六・八、岡山、一六・五、長  
野、一五・六、香川、一四・五、群馬、一四・五、新潟、一四・三、徳島、一三・七、宮城、一

第 111 表 昭和 23 年 郡市町村別死産数及死亡率 (妊娠 4 月以上)

	死産総数	死亡率 (毎 1000 対)	自然死産		人工妊娠中絶	
			自然死産数	自然死亡率	人工妊娠中絶 総数	人工中絶率 (毎 1000 対)
全 国	144,017	50.5	104,325	36.6	31,055	10.9
北海道	6,930	42.9	4,473	27.7	1,906	11.8
青森	2,101	42.7	1,495	30.4	327	6.7
岩手	2,627	52.6	1,952	37.1	577	11.6
宮城	3,286	54.8	2,155	35.9	810	13.5
秋田	2,546	54.7	1,283	27.6	571	12.3
山形	2,121	57.8	1,531	34.5	483	16.9
福島	3,686	48.7	2,469	32.6	835	11.0
茨城	3,949	55.1	3,287	32.4	586	8.2
栃木	2,785	48.7	2,026	35.4	347	6.1
群馬	3,164	56.9	2,266	40.8	506	14.5
埼玉	3,918	52.4	3,085	41.3	547	7.3
千葉	3,488	49.3	2,724	38.5	512	7.2
神奈川	3,633	45.7	2,526	37.6	1,115	10.2
新潟	3,831	49.4	2,940	37.9	675	8.7
富山	4,563	52.5	2,194	36.7	1,239	14.2
石川	1,449	38.7	994	26.6	283	7.6
福井	1,485	41.3	1,116	31.0	282	7.8
山梨	1,306	47.6	1,045	38.1	205	7.5
長野	1,489	55.9	1,198	45.0	198	7.4
岐阜	3,873	60.1	2,712	42.1	1,004	15.6
静岡	2,431	48.6	1,752	31.4	499	9.0
愛知	4,510	51.2	3,204	36.4	1,180	13.4
三重	5,538	47.6	4,178	35.9	1,143	9.8
滋賀	2,324	46.7	1,695	34.0	483	9.7
京都	1,433	49.6	1,086	37.6	302	10.4
大阪	3,923	50.7	2,093	36.3	635	11.0
兵庫	6,560	54.8	5,022	41.9	1,311	11.0
奈良	6,008	54.9	4,342	39.7	1,418	13.0
和歌山	1,274	51.4	986	39.7	203	8.2
徳島	1,570	49.7	1,250	39.6	189	6.0
高松	1,237	58.2	844	39.7	358	16.8
香川	1,990	61.0	1,271	39.0	626	19.2
岡山	3,420	60.7	2,141	38.6	930	16.5
広島	3,299	50.2	2,371	36.1	748	11.4
山口	2,650	52.1	1,785	35.1	674	13.2
徳島	1,939	56.7	1,320	38.6	469	13.7
香川	1,939	54.0	1,234	34.4	519	14.5
愛媛	2,608	46.5	1,834	32.7	590	10.5
高松	1,289	44.8	974	33.9	210	7.3
福岡	6,533	51.8	4,773	37.9	1,589	12.6
佐賀	1,518	43.9	1,183	34.3	306	8.9
長門	2,901	47.7	2,082	34.3	640	10.5
熊本	3,205	49.7	2,132	33.2	699	10.8
大分	2,531	54.5	1,793	38.6	540	11.6
宮崎	2,086	48.1	1,660	38.3	365	8.4
鹿児島	3,073	44.0	2,488	37.2	461	

組 率は出生 1000 対



三・五、静岡、一三・四、山口、一三・二、兵庫、一三・〇、福岡、一三・六、秋田、一三・三  
等であり、最低に届するものは、和歌山の六・〇、栃木、六・一、青森、六・七である。

全死産率、自然死産率、人工中絶率を比較検討する時、自然死産率、人工中絶率共に高く、依  
つて全死産率の高いところは、群馬、長野、兵庫、鳥取、等である。

自然死産率の非常に高いために全死産率の高率を示すものに大阪、山梨、埼玉がある。

人工中絶率高きために全死産率高きは徳島、岡山、島根、新潟、秋田、宮城である。奈良、和  
歌山は自然死産率高きも人工中絶率が非常にひくいために全死産率は特別に高くない。之等自然  
死産率高きものは人工中絶を行いつつながら自然死産として届出されているものが存すると見なすが  
妥当ではあるまいか。

又、昭和二十四年

(1) 前項と同様四月以上の死産数を見るときは、一九三・〇〇一にして全国平均は出生率につき  
六六・二、前年に比し一六%の増加である。

都道府県別に見るときは第五表及び第四圖の如く、全死産率の高きものは、鳥取、八六・六  
長野、八二・三、岡山、八〇・九、兵庫、七七・八、大阪、七七・八、島根、七五・五、京都  
七五・三、群馬、七四・五、宮崎、七三・〇、山梨、七二・九、新潟、七二・三、愛知、七一  
・九、山口、七〇・三、香川、六九・五、宮城、六九・四、の順にして、最低は青森の五三・  
〇である。

自然死産率は全国平均三九・一にして、前年に比し二・六%の上昇である。最高は山梨、五

第五表 昭和24年 都道府縣別死産数と其の率 (妊娠4ヶ月以上)

	死産総数	死産率	自然死産数	自然死産率	人工妊婦中絶数とその率	
全 国	19,300	66.2	114,161	39.1	75,505	25.9
北海道	9,938	56.4	5,502	31.2	4,374	24.8
	2,893	53.0	1,805	33.1	971	17.8
	3,460	65.2	2,102	39.6	1,312	24.7
石川	4,283	69.4	2,296	37.2	1,873	30.3
	3,339	65.4	1,947	38.1	1,340	26.2
	3,127	65.9	1,795	37.8	1,306	27.5
福井	5,310	67.0	3,002	37.9	2,138	27.0
	4,827	66.9	3,439	47.7	1,364	18.9
	3,245	56.6	2,233	39.0	936	16.3
岐阜	4,218	74.5	2,444	43.1	1,729	30.5
	4,639	61.4	3,470	46.0	1,040	13.8
	4,149	57.4	2,884	39.9	1,175	16.3
京 都	11,065	60.6	7,454	40.9	3,479	19.1
	4,698	58.5	3,387	42.2	1,188	14.8
	6,581	72.3	3,402	37.4	3,060	33.6
新 潟	2,098	57.5	1,103	30.2	938	25.7
	2,008	58.6	1,204	35.1	786	22.9
	1,642	61.8	1,155	43.5	475	17.9
山 梨	2,001	72.9	1,399	51.0	580	21.1
	5,322	82.3	2,774	42.9	2,467	38.2
	3,462	64.8	1,945	36.4	1,468	27.5
神 奈 川	5,553	63.9	3,167	36.4	2,294	26.4
	8,802	71.9	4,234	36.7	3,922	34.0
	3,204	68.4	1,725	36.8	1,382	29.5
三 菱	1,897	68.5	1,065	38.5	823	29.7
	4,312	75.3	2,181	38.1	2,102	36.7
	2,551	77.8	5,570	45.4	3,793	30.9
大 阪	8,466	77.8	4,916	45.2	3,468	31.9
	1,526	65.0	1,112	47.4	378	16.1
	2,020	64.8	1,257	40.3	727	23.3
鳥 取	1,782	86.6	846	41.1	897	43.6
	2,424	75.5	1,201	37.4	1,187	37.0
	4,421	80.9	2,314	42.3	2,068	37.8
及 木	4,254	60.4	2,405	35.8	1,657	23.4
	3,838	70.3	2,143	39.3	1,681	30.8
	2,188	68.3	1,409	44.0	736	23.0
香 川	2,523	69.5	1,197	35.8	1,073	32.1
	3,357	59.8	2,069	36.8	1,282	22.8
	1,632	57.8	986	34.9	621	22.0
高 松	9,290	68.9	5,381	38.9	3,760	27.9
	2,308	62.9	1,318	35.9	963	26.2
	2,884	58.2	2,164	33.0	1,583	24.1
熊 本	2,993	59.1	2,431	27.0	1,476	21.9
	3,098	67.9	1,882	41.3	1,095	24.0
	3,189	73.0	1,708	24.8	1,461	33.4
大 宮	4,084	54.2	2,738	39.7	1,243	18.0

相 率は出生1000対



一・〇、ついで、茨城、四七・七、奈良、四七・四、埼玉、四六・〇、大分、四五・五、兵庫  
 四五・二、徳島、四四・〇、福井、四三・五、群馬、四三・一、長野、四二・九、岡山、四二  
 ・三、神奈川、四二・二、大分、四一・三、鳥取、四一・一、東京、四〇・九、和歌山、四〇  
 ・三にして、最低は高山、三〇・二、北海道、三一・二、長崎、三三・〇である。

人工中絶率は全国平均二五・九にして、前年の二・五倍、最高は鳥取、四三・六、ついで長  
 野、三八・二、岡山、三七・八、鳥取、三七・〇、京都、三六・七、愛知、三四・〇、新潟、  
 三三・六、宮崎、三三・四、香川、三二・一、兵庫、三一・九、大分、三〇・九、山口、三〇  
 ・八、群馬、三〇・五、宮城、三〇・三にして最低は、埼玉、一三・八、神奈川、一四・八、  
 奈良、一六・一、栃木、一六・三、等である。

昭和二十四年に於て自然死産率、人工中絶率共に高く従つて全死産率高きところは群馬、長  
 野、大分、兵庫、鳥取、岡山にして、人工中絶率高きために全死産率をたかめているのは宮城、  
 新潟、愛知、京都、鳥取、山口、香川、宮崎、の諸縣である。自然死産率高きために全死産率  
 の高きは山梨のみ。茨城、埼玉、神奈川、福井、奈良、和歌山、徳島、大分、の諸縣は自然死  
 産率高きも人工中絶率の非常に低いために全死産率の上昇を見ぬものである。

(四) 妊娠四ヶ月未満のものを加えたる場合

優生保護法實施以來、審査委員会に提付された審査申請書及び法第十二條による手術の實施  
 報告書をまとめたものと、昭和二十四年の法改正の流早死産は総数二四六、三三六件で自然死産  
 として届出られた四ヶ月以上の胎数は一一四、六一、之れに前述の如く四ヶ月未満の自然死産

産を推定加算する時は二十四年の流産死産總数は五八八七一九である。(自然流産の四ヶ月未満を四ヶ月以上の二倍と見な思合)この数字は全國平均出産一〇〇。〇。〇につき一七七・七に当り、その内自然死産は一〇三・四、人工中絶七四・三、であつて法第十二條該当のもの四三・九、法第十三條該当のもの五〇・四の割である。

之を府縣別に見るときは第大表の如く最高京都の二三六・五、第二位大阪の二二九・八にして、愛知、兵庫、鳥取、長野、新潟、富山、岡山、広島、和歌山、山口、福岡、熊本、宮崎、秋田、の順にして最も低いのは長崎の一三〇・一、次は栃木、一三四・〇、青森の一三五・〇、鹿児島、一三五・三、千葉、一三九・五等である。

自然死産に於ては山梨最高にして一三四・三、第二位は茨城、一二七・九、奈良の一三七・五、埼玉、一二七・八、群馬、一一七・九、徳島、一一七・三、福井の一五・九の順である。人工中絶率の最も高きは京都の一四二・一、次は愛知の一三八・七、富山、一二一・〇、大阪、一一六・一、新潟、一〇七・二、鳥取、一〇六・九、兵庫、一〇三・八、広島の一〇一・一の順にして法第十三條該当による中絶は広島最高にして九九・六、第二位京都、九〇・六、大阪、八九・八、熊本、八八・九、秋田、七七・四、和歌山、七五・六、愛知、七五・二、富山、七三・五、鳥取、六〇・五、石川、六〇・五、次は徳島、神奈川、青森、兵庫、鳥取、三重等の順である。もつとも低いのは新潟の一〇・九、栃木の一一・九である。法第十三條該当の中絶率は最高新潟の九六・三、次は福岡の五五・〇、愛知、五三・五、滋賀、五三・四、長野、五二・七、京都、五一・五、兵庫、四八・八、富山、四八・五、香川、四七・一、鳥取、

の 流 卑 死 産 数 及 び 率 (昭 和 二 十 四 年)

人 工 中 絶 率	流 産 胎 数 当 中 絶 数	率 の 率	流 産 胎 数 当 中 産 数	率 の 率
74.3	145,414	43.9	100,819	30.4
64.7	3,524	10.0	9,120	46.7
44.4	1,319	22.1	1,335	22.3
41.2	1,096	18.7	1,314	22.5
55.9	2,499	36.7	1,312	19.3
83.1	4,523	77.4	332	5.7
78.7	2,891	53.6	1,356	25.1
78.2	5,036	56.0	1,998	22.2
37.3	1,869	25.2	1,142	14.2
26.7	743	11.9	922	14.8
39.3	1,568	25.2	879	14.1
29.6	1,538	18.1	970	11.4
30.2	1,472	18.6	917	11.6
51.0	5,384	26.4	5,821	24.6
60.2	4,750	52.1	745	8.2
107.2	1,154	10.9	10,217	46.3
121.0	3,110	72.5	2,082	48.5
79.3	2,356	60.5	732	18.8
50.0	875	29.3	620	20.8
51.6	1,293	41.4	321	10.3
93.9	2,076	41.2	3,931	52.7
81.2	2,871	47.3	2,063	34.0
76.4	5,501	55.9	2,017	20.5
128.7	10,343	75.2	7,351	53.5
84.4	2,671	50.1	1,825	34.3
73.6	1,286	40.2	1,707	53.4
142.1	6,280	90.6	3,572	51.5
116.1	13,206	89.8	3,865	26.3
103.8	7,069	55.0	6,260	48.8
33.9	551	21.1	335	12.8
88.6	2,731	25.6	469	12.0
106.9	1,446	60.5	1,107	46.3
69.2	1,889	52.8	585	16.4
85.4	2,712	43.4	2,626	42.0
101.1	7,787	88.6	115	1.5
85.6	2,583	41.3	2,774	44.1
54.9	1,783	49.5	194	5.4
70.2	862	23.1	1,757	47.1
56.6	2,552	40.8	990	15.8
51.7	1,273	40.9	339	10.9
85.3	4,697	30.3	8,512	55.0
77.7	1,538	37.0	1,693	40.7
38.6	1,750	24.7	986	13.9
96.8	4,977	88.9	620	7.9
54.8	1,659	32.6	1,135	22.3
81.5	1,751	36.0	2,207	45.4
26.9	1,573	20.9	449	6.0

第六表 四ヶ月未満を推定加算した場合

	流早死産総数	死産率	自然死産数	自然死産率	人工中絶数
全 國	588,719	177.7	342,483	103.4	246,236
北 海 道	29,150	149.2	16,506	84.5	12,644
青 森	8,069	135.0	5,415	90.6	2,654
岩 手	8,716	149.1	6,306	107.9	2,410
宮 城	10,699	157.0	6,888	101.1	3,811
秋 田	10,696	183.0	5,841	96.0	4,855
山 形	9,632	178.4	5,385	99.8	4,247
福 島	16,040	178.4	9,006	100.2	7,034
茨 城	13,328	165.2	10,317	122.9	3,011
枥 木	8,364	134.0	6,699	107.3	1,665
群 馬	9,779	157.2	7,332	117.9	2,447
埼 埼	12,918	152.4	10,410	122.8	2,508
千 葉	11,041	139.5	8,652	109.3	2,389
中 央	33,747	160.5	22,362	109.5	10,405
神 奈 川	15,656	171.6	10,161	111.4	5,495
新 潟	21,577	203.5	10,206	96.2	11,371
富 山	8,501	198.2	3,309	77.1	5,192
石 川	6,700	172.0	3,612	92.7	3,088
福 井	4,960	166.0	3,465	115.9	1,495
山 梨	5,811	185.9	4,197	134.3	1,614
長 野	15,329	206.3	8,322	111.5	7,007
岐 阜	10,769	177.2	5,835	96.0	4,934
静 岡	17,019	172.9	9,501	96.5	7,518
愛 知	30,396	221.0	12,702	92.4	17,694
三 重	9,671	181.5	5,175	97.1	4,496
滋 賀	6,188	193.5	3,195	99.9	2,993
京 都	16,396	236.5	6,543	94.9	9,852
大 阪	33,781	229.8	16,710	113.7	17,071
兵 庫	28,077	218.6	14,748	114.8	13,329
和 歌 山	4,222	161.3	3,336	127.5	886
鳥 取	6,971	192.0	3,771	104.4	3,200
島 根	5,091	212.1	2,538	106.2	2,553
岡 山	6,077	170.0	3,603	100.8	2,474
山 西	12,280	196.4	6,942	111.0	5,338
徳 島	15,117	193.4	7,215	92.3	7,902
香 川	11,786	188.4	6,429	102.8	5,357
愛 媛	6,204	172.1	4,227	117.3	1,977
高 松	6,210	166.4	3,591	96.2	2,619
高 知	9,749	155.9	6,207	99.2	3,542
福 岡	4,570	146.7	2,958	94.9	1,612
佐 賀	29,352	189.5	16,143	104.2	13,209
長 崎	7,185	172.8	3,954	95.1	3,231
熊 本	9,228	130.1	6,492	91.5	2,736
大 分	14,890	189.8	7,293	93.0	7,597
宮 崎	8,440	165.6	5,646	110.8	2,794
鹿 児 島	8,082	186.9	5,124	105.5	3,958
那 覇	10,236	135.3	8,214	109.4	2,022

四六・三、宮崎、四五・四、山口、四四・四の順にして、最低は玄島の一・五、次は徳島、五  
、四、秋田、五・七、鹿児島の大・〇、熊本、七・九、神奈川、八・二、山梨の一〇・三であ  
る。

以上自然死産率、第十二條該当の人工中絶率、第十三條該当の人工中絶率と全死産率等とを  
比較検討するときは、自然死産率高きところは人工中絶率低く、全死産率をたかめていない。  
全死産率高く、第十二條第十三條該当何れも高率を示すものには、京都、大阪、愛知、兵庫、  
鳥取、富山等で、第十二條該当のみ高率を示すものは秋田、福島、神奈川、石川、静岡、三重  
和歌山、玄島、熊本等にして、法第十三條該当の高率なるものは新潟、長野、滋賀、山口、香  
川、福岡、宮崎等である。

前記四ヶ月以上の死産とこれに四ヶ月未満を加算せる場合とを比較検討するときは四ヶ月以  
上に於ても、四ヶ月未満を加算せる場合に於ても、何れにても高率を示すは鳥取、大阪、京都  
兵庫、愛知、長野、新潟、岡山、山口、宮崎等である。四ヶ月以上に於ては高率を示すが四ヶ  
月未満を加算して低率となる、即ち四ヶ月未満の非常に低いところは宮城、群馬、山梨、香川等  
であり、又四ヶ月未満の數多きために高率を示し来たるものは秋田、富山、滋賀、和歌山、岡  
山、玄島、福岡、熊本等である。

人工中絶率については第十二條該当の數多きものと第十三條によるもの多きものとに分  
けられるが（第七表参照）法の正しい解釈から見れば、新潟、長野、滋賀、山口、香川、福岡  
宮崎に於ける如く、第十三條該当の多きを可とすべく、秋田、神奈川、玄島、徳島、熊本、鹿

第 1 表 死産の事項別百分率 (4ヶ月未満を加算せる場合)

	死産 100 12 対し		人工中絶 100 12 対し	
	自然死産の割合	人工中絶の割合	産12條該当	産13條該当
全国平均	59.2	41.8	59.1	40.9
北海道	56.6	43.4	27.9	72.1
青森	67.1	32.9	49.7	50.3
岩手	72.3	27.7	45.5	54.5
宮城	64.4	35.6	65.6	34.4
秋田	54.6	45.4	93.2	6.8
山形	55.9	44.1	68.1	31.9
福島	56.1	43.9	71.6	28.4
茨城	77.4	22.6	62.1	37.9
栃木	80.1	19.9	44.6	55.4
群馬	75.0	25.0	64.1	35.9
埼玉	80.6	19.4	61.3	38.7
千葉	78.4	21.6	61.6	38.4
東京	68.2	31.8	51.7	48.3
神奈川	84.9	15.1	86.4	13.6
新潟	47.3	52.7	10.1	89.9
富山	38.9	61.1	59.9	40.1
石川	53.9	46.1	76.3	23.7
福井	69.9	30.1	58.5	41.5
山梨	72.2	27.8	80.1	19.9
長野	54.3	45.7	43.9	56.1
岐阜	54.2	45.8	58.2	41.8
静岡	55.8	44.2	73.2	26.8
愛知	41.8	58.2	58.5	41.5
三重	53.5	46.5	59.4	40.6
滋賀	51.6	48.4	43.0	57.0
京都	39.9	60.1	63.7	36.3
大阪	49.5	50.5	77.4	22.6
兵庫	52.5	47.5	53.0	47.0
奈良	79.0	21.0	62.2	37.8
和歌山	54.1	45.9	85.3	14.7
鳥取	49.9	50.1	56.6	43.4
島根	59.3	40.7	76.4	23.6
岡山	56.5	43.5	50.8	49.2
広島	47.7	52.3	98.5	1.5
山口	54.5	45.5	48.2	51.8
徳島	68.1	31.9	90.2	9.8
香川	57.8	42.2	32.9	67.1
愛媛	63.7	36.3	72.0	28.0
高松	64.7	35.3	79.0	21.0
福岡	55.0	45.0	35.6	64.4
佐賀	55.0	45.0	47.6	52.4
長門	70.4	29.6	64.0	36.0
熊本	49.0	51.0	91.8	8.2
大分	66.9	33.1	59.4	40.6
宮崎	63.4	36.6	44.2	55.8
鹿児島	80.2	19.8	77.8	22.2



児童群の如く殆んど第十一條該当として處置されるもの及び人工中絶率低く自然死産率高き茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、福井、山梨、奈良、徳島等については自治体の指導監督につき考慮の必要がある。

## 五 地方別觀察

前述の如く都道府縣別により觀察して京阪神地方に流産死産多く、東北関東の各縣に低い傾向が見られるが之れを地方別に分類して見ると第八表の様である。昭和二十四年の四月月末精を推定計算せる總流産死産率による。

最高位群は京郡、大阪、兵庫の京阪神地方で、滋賀、和歌山もその隣接縣として相當に高い。また京阪神と並んで愛知が高率で、その隣接縣三重も相當に高い。この京阪神および名古屋を中心とする地方の中での只一つの例外は奈良縣で非常な低死産率を示している。最高位群につづく高位群の一つは中國地方で鳥取、岡山、広島、山口など島根を除いては概しも高く、更に西に九州にのびて福岡につづいていゝ。九州では福岡とならんで熊本、宮崎が準高位群に属するが、佐賀、大分は四國の徳島、香川、愛媛とともに全國平均を割つた中位群に属し、長門、鹿児島および高知は最低群に属する。即ち京阪神を遠のくにしたがって漸次低率を示している。またもう一つの高位群は信越、北陸地方の長野、新潟、富山、山梨で、更に東北裏日本の秋田、山形、福島が準高位群として

第八表 流早死産率の高低からみた地域的傾向

		流早死産率	人口性中絶率			流早死産率	人口性中絶率	
全 國		177.7	74.3	中位群				
最 高 群	京 都	236.5	142.1	四 国 内 海	徳 島	172.1	54.9	
	京 大 阪	229.8	116.1		香 川	166.4	70.2	
	名 神 戶	218.6	103.8		愛 媛	155.9	56.6	
	古 老 地 方	(滋 賀)	193.5	93.6	九 州	佐 賀	172.8	77.7
		(和 歌 山)	192.0	88.6		大 分	165.6	54.8
(愛 知)		221.0	128.7	低 位 群 (1)				
	(三 重)	181.5	84.4	關 東 地 方	赤 松	160.5	51.0	
高 位 群 (1)					京 城 府	165.2	37.3	
中 國 地 方	鳥 取	212.1	106.9		群 馬 県	157.2	39.3	
	岡 山	196.4	85.4		埼 玉 県	152.4	29.6	
	玄 關	193.4	101.1		栃 木 県	134.0	26.7	
	山 口	188.4	85.6	千 葉 県	139.5	30.2		
	(福 岡)	189.5	85.3	低 位 群 (2)				
高 位 群 (2)				北 海 道	道 庁	149.4	64.7	
信 越 地 方	長 野	205.3	93.9		宮 城 県	157.0	55.9	
	新 潟	203.5	107.2		茨 城 県	161.3	33.9	
	富 山	198.2	121.0	最 低 群				
	(山 梨)	185.9	51.6	青 森 県	森 手	135.0	46.4	
準 高 位 群 (1)					高 橋	149.1	41.2	
九 州	福 岡	189.5	85.3		長 崎 県	146.7	51.1	
	熊 本	189.8	96.8		鹿 児 島 県	130.1	38.6	
	宮 崎	186.9	81.5	中 位 群				
準 高 位 群 (2)				東 海 北 陸 山 陰	神 奈 川	171.6	60.2	
日 本 北 東	秋 田	183.0	83.1		靜 岡 県	172.9	76.4	
	山 形	178.4	78.7		岐 阜 県	177.2	81.2	
	福 島	178.4	78.2		福 井 県	166.0	50.0	
					石 川 県	172.0	79.3	
				富 山 県	170.0	69.2		

第九表 年次別、妊孕率、出生率及び流早死産率（15～49才女子人口1万対）

年次別	妊孕率	出生率	流早死産率
大正7-14年	1742.7	1478.5	264.2
昭和1-2年	1470.6	1291.7	178.9
昭和3-5年	1510.4	1326.5	183.9
昭和6-8年	1513.8	1305.1	208.7
昭和9-14年	1564.0	1286.1	277.9

- 1) 昭和3-5年の女子人口は昭和2年臨時国勢調査人口(15～49才)による  
昭和3年及び2-4年の女子人口は昭和2年のものより推計による。
- 2) 妊孕率は昭和2-5年のものは出生数+死産(4ヶ月以上)数の3倍  
昭和3-5年のものは 出生数+死産数(4ヶ月以上)の3倍  
昭和6-8年のものは 出生数+自然死産×3+優生保護法届出数
- 3) 流早死産率は昭和2-5年のものは4ヶ月以後の死産数の3倍  
昭和3-5年のものは4ヶ月以後の死産数の3倍  
昭和6-8年のものは自然死産数(4ヶ月以後)の3倍+優生保護法届出数

都市地域が一般に高死産率をしめすに比べて、わが国は、ひとり東京のみは死産率が高く、又関東地方一帯も低死産率を示していることは、都市人口の特性がその人口吸引圏の特性に影響せられることとしめすものといえるかもしれない。いずれにせよ、この問題を提議して、いつまでよい。

これについている。神奈川県、静岡県、岐阜の東海地方より福井、石川の北陸地方は全国平均を割つた中位群に属し、関東地方は更に低率であり、東北の太平洋沿岸宮城、岩手、青森から北海道にかけて死産率は一そう低くなる。即ち京阪神を中心として東及び西にすゝむにしたがつて流早死産率は低くなつてゆくのが見られる。以上のような地域的趨勢の中にみられる若干の例外的現象については別途の解説が必要である。例えば最高輝の中心にある奈良・兵庫の非常な低率は自然死産としてさえ表面化しない墮胎の普及を物語るものであるかもしれない。また大

## 六 妊孕率、出生率及び流早死産率に就て

一五―四九才迄の女子人口一万に對し妊孕率、出生率、流早死産率を年次別に見る時は第九表の如く、妊孕率はやゝ上昇の傾向が見られるが出生率は減少し、流早死産率は非常に上昇している。妊孕率のやゝ上昇している概に觀之るのは事実上昇しているのか、又優生保護法実施前の昭和二十二年及び二十三年に於ては届出されない四ヶ月未満の自然死産及び人工妊娠中絶数の相当数が表面化しないためであらうか、後者が最も妥当な考え方であるかも知れない。

柳通府縣別に之を見る時は昭和二十四年の妊孕率、出生率、流早死産率及びその率は第九表の如くである。

妊孕率は全國平均一五六四・〇で、最高は青森の一九四〇・九、次いで北海道の一八五〇・一であつて東北及び九州地方は妊孕率が高い。最も低いのは奈良の一五一一・一であつて次は東京の一五五四・〇で、和歌山、三重、京都、長野、滋賀、大阪、兵庫等の順位で近畿地方は於て最も低い。出生率は全國平均一八六一・一で出生の高率を示すものもやはり妊孕率の高い東北、九州地方である。奈良は出生率に於ても最も低い。第二位は東京であるが、ついで京都、大阪、和歌山、滋賀、三重、兵庫等即ち近畿地方に於ては妊孕率低く死産率高く出生率は非常に低い。中部地方に於ても長野の他妊孕率低出生率を筆頭として他縣も亦高死産率を示し出生率は非常に低い。

六大都市をふくむ各府縣に於ては東京を除けば何れも、死産率高く、出生率低きも、東京に於ては死産率もひく、出生率も低い即ち妊孕率が非常に低いのが目立つてゐる。

第 5 表 昭和 24 年 都 道 府 縣 別 妊 娠 率 出 生 率 及 び 流 産 死 産 率  
(15~49 才 女 子 人 口 1 万 別)

	15~49才 女子人口 (4 單位)	妊 娠 数	出 生 数	流 産 死 産 数	妊 娠 率	出 生 率	流 産 死 産 率
全 国	21,183	3,312,745	2,724,026	588,719	156.40	128.61	278.0 277.9
北 海 道	1,056	195,371	166,221	29,150	185.1	157.4	276.0
青 島 州	308	59,782	51,713	8,069	194.9	167.9	262.0
岩 手 県	319	58,458	49,742	8,716	183.5	155.9	273.2
宮 城 県	408	68,184	57,435	10,699	167.0	140.7	262.2
秋 田 県	322	58,434	47,738	10,696	181.4	148.2	352.2
山 形 県	346	52,980	44,348	9,632	156.1	128.1	278.4
福 島 県	511	89,907	73,867	16,040	175.4	144.5	313.9
茨 城 県	512	88,655	67,327	13,328	157.5	131.4	260.3
栃 木 県	392	62,422	54,058	8,364	158.8	137.5	212.8
群 馬 県	215	62,201	52,422	9,779	149.8	126.2	235.6
埼 玉 県	542	84,773	71,855	12,918	156.4	132.5	238.3
千 葉 県	546	79,157	68,116	11,041	144.8	124.7	202.2
東 京 府	1,628	204,153	171,386	32,767	125.4	105.2	201.8
神 奈 川 県	616	91,211	75,555	15,656	148.7	122.6	254.2
新 潟 県	610	106,050	84,473	21,577	173.5	138.4	353.7
富 山 県	257	42,896	34,395	8,501	166.1	133.8	330.8
石 川 県	244	38,950	32,250	6,700	159.6	132.1	274.6
福 井 県	189	29,888	24,928	4,960	158.4	131.8	262.4
山 梨 県	204	31,255	25,444	5,811	153.2	124.7	284.9
長 野 県	537	74,646	59,317	15,329	139.0	110.4	285.5
岐 阜 県	388	60,761	49,992	10,769	156.6	128.8	227.6
靜 岡 県	627	98,411	81,392	17,019	156.6	129.8	271.4
愛 知 県	867	137,513	107,117	30,396	158.6	123.5	350.6
三 重 県	384	53,282	43,611	9,671	138.7	113.5	251.9
滋 賀 県	229	31,982	25,794	6,188	139.6	112.6	270.2
東 海 道	499	69,328	52,932	16,396	138.9	106.0	328.6
大 阪 府	1,045	147,025	113,244	33,781	140.6	108.7	323.3
兵 庫 県	872	128,435	100,358	28,077	147.2	115.0	322.0
和 歌 山 県	215	26,168	21,946	4,222	121.7	102.0	196.4
鳥 取 県	262	36,110	29,139	6,971	137.8	111.2	266.1
島 根 県	159	23,892	18,801	5,091	150.2	118.2	320.2
徳 島 県	223	35,755	29,678	6,077	160.3	133.0	272.5
岡 山 県	430	62,515	50,235	12,280	145.8	116.8	285.6
広 島 県	530	78,157	63,040	15,117	147.4	118.9	285.2
山 口 県	389	62,546	50,760	11,786	160.7	130.4	303.0
徳 島 県	218	36,042	29,838	6,204	165.3	136.8	284.6
香 川 県	242	37,317	31,107	6,210	154.2	128.5	256.6
愛 媛 県	374	62,547	52,798	9,749	167.2	141.1	260.7
高 知 県	223	31,158	26,588	4,570	139.7	119.2	204.9
福 岡 県	910	154,869	125,517	29,352	170.9	137.9	322.5
佐 賀 県	241	41,576	34,391	7,185	172.5	142.7	298.1
長 門 県	404	70,940	61,512	9,228	175.9	152.7	228.4
熊 本 県	456	78,442	63,552	14,890	172.2	139.3	326.5
大 分 県	321	50,951	42,511	8,440	158.7	132.4	262.9
宮 崎 県	269	48,590	40,508	8,082	180.6	150.5	300.4
鹿 児 島 県	443	75,111	64,875	10,236	169.5	146.4	231.1

第二表 市郡別 出生率 自然死産率 人工死産率 中絶率 (出生率(1000対))

年次別	市郡別	出生率	内自然死産率	内人工死産率	全死産に對する人工死産の割合
昭和二十三年	全国	50.5	36.6	10.9	21.6
	市部	62.7	40.4	19.6	31.2
	郡部	44.3	34.6	6.5	14.7
昭和二十四年	全国	66.2	39.1	25.9	39.2
	市部	47.3	42.5	43.7	50.1
	郡部	54.8	37.3	16.4	29.8

七. 市郡別死産率について

昭和二十三年及び二十四年の市郡別の(但し四月以上のもの)死産率は第十表に現る如く、二十三年に於ては市部に於ては六二・七%、郡部に於て四四・三%を示したものが、二十四年には市部に於て非常に増加し八三・七%、郡部に於て五四・八%を示すに至つた。自然死産と人工中絶との割合は二十三年には全死産の五分の一を占めた人工中絶が二十四年には、郡部では略三分の一であるが市部に於ては略その半分をおめるに至つた。

八. 總括及び結論

戦後本邦の出生率はやゝ上昇の傾向を認めるが、これは出生率を計算するための出生数即ち出生数十流早死産数に於て優生保護法実施により表面化せる流早死産数が増加した結果によるものと考えらるゝが、戦前の出生率を凌駕するのは戦後の結婚流行病に帰因するものであるうか。

出生率は漸次低下の傾向を認め流早死産率は逆に増と共

に上昇している。

昭和二十四年の流産死産率は妊孕一〇〇対一七七・七と推定され、自然死産は三十四万を越え人工妊娠中絶数は二十四万余にして、総数五十八万を超過すると見られ、二十五年に於ては人工中絶数は自然死産数を越えるであろう。

地方別に見れば近畿地方、中部地方は妊孕率低く、流産死産率高く、結局出生率の非常に低いのが目立つている。

更に流産死産率を分析してみると、自然死産高きところはむしろ全死産率低く、人工中絶率高きところ殊に法第十三條該当のものが高率を示す。京都、大阪、広島、和歌山等に於て死産率の高い傾向がある。しかし中には新潟、長野の如き例外もある。

市郡別に於て市郡の死産率殊に人工中絶率高く、即ち市郡に於ては郡部よりも人工中絶による産児制限の普及している事がみとめられる。しかし東京及びその近隣に於ては人工中絶率低く自然死産率の高いという奇現象を呈しているが、之は妊娠調節の普及良好にして人工妊娠中絶の必要なしと見るべきであらうか。それとも脱法行為の多きを物語るかなしむべき現象であらうか。

法の普及の遅速により産児制限の様相は各府縣まちまちであるが、人工妊娠中絶は漸次その数を増し全死産数の四割を占める現状である。